

2023年9月14日

神戸市長 久元 喜造 殿
神戸市福祉局長 森下 貴浩 殿

神戸市兵庫区中道通6丁目3番12号101
自立生活センターリングリング
代表 中尾悦子

「合理的配慮」が適切に運用されるための神戸市の取り組みへの要望書

私たちは神戸市にある障害当事者が運営する団体です。障害種別や障害の程度にかかわらず、どんな障害者も地域で自立した生活が送れるように、権利擁護やピアカウンセリングの活動を行っています。

さて、2021年に改正された障害者差別解消法（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が、いよいよ来年2024年4月から施行されます。これまで努力義務とされていた民間事業者の「合理的配慮の提供」が正式に義務化されることとなります。それに先立ち、以下の項目について神戸市に要望いたします。

1. 合理的配慮の義務化について、事業者と障害者に徹底して周知してください。

2013年に障害者差別解消法が交付されてから既に10年が過ぎようとしています。これまでも努力義務とは言え、民間事業者も合理的配慮の対象でした。しかし、残念ながら、多くの事業者にはまだ知られていないのが現状です。神戸市のホームページへの掲載だけでは市民の目には届きません。わかりやすいパンフレットの製作、配布方法の工夫など、経営者だけでなく従業員一人一人にまで情報がいきわたるようにしてください。また、障害者があきらめずに合理的配慮を求めることを奨励してください。

2. 事業者が合理的配慮をするための経費への助成をしてください。

点字メニュー、筆談ボード、簡易スロープ、手すりなど、合理的配慮をするのにあたって必要な物品の購入や工事にかかる費用を助成する制度を設けてください。これは、民間事業者の負担を軽減する効果だけでなく、合理的配慮の周知や、良い対応の奨励にもつながります。そして、この助成金を受けた事業者を発表して、ぜひ市民に紹介してください。

3. 「障害者差別に関する相談窓口」の相談員を増員してください。また窓口の相談員には、人権意識を高めることに焦点を当てた研修を実施し、特に障害当事者を講師とする研修を義務付けてください。

民間事業者の合理的配慮が義務化となったことで、相談の件数が増加することが見込まれます。十分な人員を配備し、きめ細かな対応ができるようにしてください。相談の窓口担当者には知識や経験の積み重ねが求められます。そのためにも、継続的に担当を続けられるような人員配置をしてください。

また、障害者差別について生きた知識を習得できるように、障害当事者を講師とする研修の受講を必須としてください。

4. 相談員へのスーパーバイザーとして、学者、弁護士、障害当事者をいれた事例検討会議を定期開催してください。

現行では、年に一度開催される差別解消支援地域協議会で事例が報告、検証されていますが、それだけでは十分な議論ができません。人数を減らすなどの工夫をし、事例検討に特化した会議を毎月の定期開催にしてください。その際、学者、弁護士、障害当事者を必ずメンバーに入れてください。

情報のアップデートを行い、相談員のスキルを向上させることは、障害者と事業者の関係を紛争にとどまらず、相互理解と快い合意形成をつくるのに必ず役立ちます。

5. 相談内容の結果について、毎年、分析し発表してください。

相談の件数、内容、障害種別、どう対応したのかななどを詳しく分析し、データベースをつくりあげていくことは、合理的配慮の実現に有効です。

一年に一度の分析を必ず行い、市民に向けて公表してください。

以上の項目についてご検討いただき、10月14日までに、文書または対面での回答を頂けますようお願いいたします。